

# 建設工事における中間前金払制度について

川口市では、建設工事に係る材料費等の必要経費調達の円滑化を支援するため、中間前金払制度が利用できます。中間前金払とは、一定の要件を満たす場合、当初の前払金に追加して、更に前払金を支出する制度です。

## 1 支給対象

1 件の契約金額が 300 万円以上の工事契約。

## 2 支給割合

契約金額の 20%以内（限度額 1 億円）

## 3 支払要件 次の 1～4 のすべてを満たしていることが必要です。

1. 工期の 2 分の 1 を経過していること。
2. 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
3. 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
4. 当初の前払金が支出済であること。

## 4 申請方法

1. 中間前金払認定請求書と工事履行報告書を工事担当部の管理課に提出してください。
2. 市で要件を満たすことを確認した後、中間前金払認定調書を交付します。
3. 中間前金払認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の手続を行ってください。
4. 保証証書が交付された後、中間前払金請求書と保証証書（原本）を添えて市（工事担当部の管理課）に提出してください。なお、中間前払金保証証書が「電子保証」である場合は、中間前払金請求書（認証キー・保証契約番号を記載）のみ提出してください。

※ 中間前金払と部分払は選択制です。

中間前金払を希望する場合は、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第 3 号）」を、中間前金払を選択して、契約課に提出してください。

上記の届出書提出後に、部分払から中間前金払に選択を変更する場合は、「中間前金払と部分払の選択に係る変更申請書（様式第 4 号）」を提出してください。ただし、既に部分払を請求した後は、変更することができません。

## 5 注意事項

中間前払金の請求に際しては、保証事業会社と保証契約を締結することが必要です。

中間前払金は、当該工事に必要な経費以外の支払いに充当することはできません。